

広報
2026

宇城広域連合

UKI



宇土市



宇城市



美里町



宇城市三角防災拠点センター隣に、
新・三角分署が完成しました。

8月末の供用開始に向けて準備をしています。

宇城広域連合 南消防署

【三角分署】

一般会計

38億7,781万6千円 (対前年度△10億8,371万3千円)

[歳入]

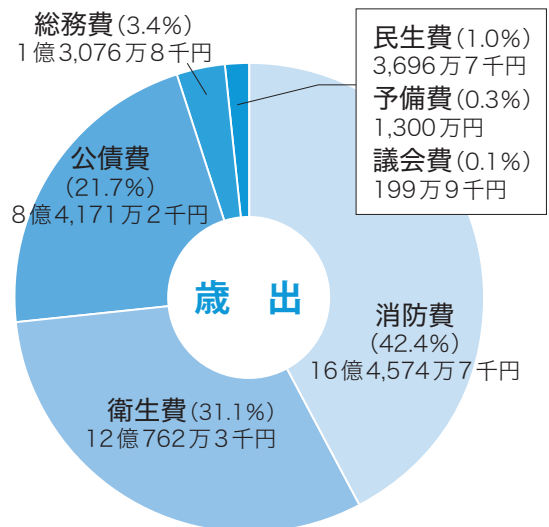
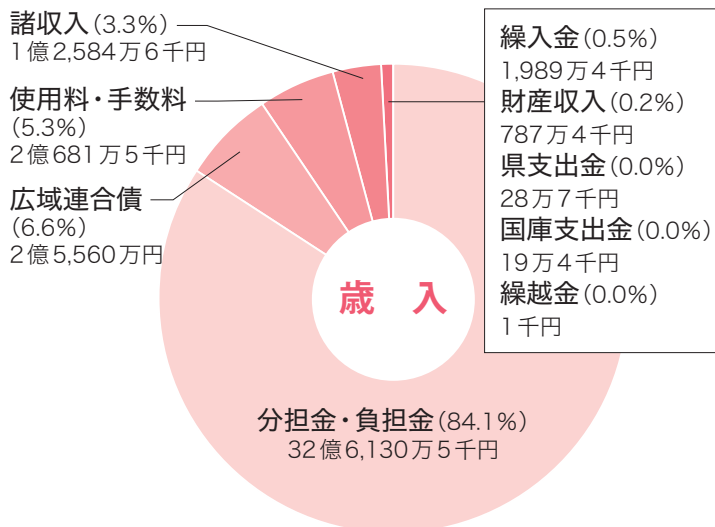
(単位:千円)

区分	内容	金額	対前年度
分担金・負担金	宇城広域連合規約に定められた負担割合により、関係市町等が負担する金額	3,261,305	+205,217
使用料・手数料	火葬場の使用料やごみ処理の手数料など	206,815	△4,380
国庫支出金	緊急消防援助隊活動費に係る国庫負担金	194	△133,438
県支出金	介護認定審査や火薬類取締等に係る委託金	287	0
財産収入	所有する財産の貸付、資源ごみの売却、基金の運用収入など	7,874	△3,557
繰入金	宇城クリーンセンター施設整備基金及び寂静の里施設整備基金からの繰入金	19,894	+1,460
繰越金	前年度から今年度へ繰り越す金額	1	0
諸収入	受託事業収入や人事交流職員負担金、自動販売機販売手数料など	125,846	△3,215
広域連合債	施設や消防車両の整備のために、国や金融機関などから借り入れる資金	255,600	△1,145,800
合計		3,877,816	△1,083,713

[歳出]

(単位:千円)

区分	内容	金額	対前年度
議会費	議会の運営に使う経費	1,999	+66
総務費	人事、企画、財政、監査など広域連合の総括的な事務事業に使う経費	130,768	△8,338
民生費	介護認定審査会、障害認定審査会に使う経費	36,967	△35,000
衛生費	火葬場、ごみやし尿処理施設などの運営に使う経費	1,207,623	△373,785
消防費	本部・各分署の管理運営、施設整備などに使う経費	1,645,747	△809,918
公債費	過去に借り入れた広域連合債(借金)の返済に要する経費	841,712	+146,762
予備費	予算成立後に予期せぬ支出が必要になった場合に備えて計上する費用	13,000	△3,500
合計		3,877,816	△1,083,713



宇城ふるさと市町村圏基金特別会計

453万3千円 (対前年度△282万円)

[歳入]

(単位:千円)

区分	内容	金額	対前年度
県支出金	婚活セミナーやイベントに係る交付金	0	△2,866
財産収入	宇城ふるさと市町村圏基金利子収入	4,532	+46
繰越金	前年度から今年度へ繰り越す金額	1	0
合計		4,533	△2,820

[歳出]

(単位:千円)

区分	内容	金額	対前年度
総務費	企画事務事業に係る経費	4,533	△2,820
合計		4,533	△2,820

関係市町が行う一次判定をもとに、それぞれの専門家で構成される審査会で二次判定を行います

介護認定審査は、加齢に伴って心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護保険制度に沿って、要介護の要支援1から要介護5に分類し、認定するものです。医療・保健・福祉分野の専門家4名で構成された審査会で審査されます。審査委員は、総数70名です。審査会は火曜から金曜日まで開催され、一週間で約140件の審査が行われています。

障害支援区分認定審査は、障害者手帳の等級とは異なり、心身・行動の状況に応じて、判定式に基づき区分1から区分6に分類し、認定するものです。この区分は、関係市町が障害者総合支援法に基づく、障がい者等に介護給付サービスの支給を決定するための判断材料の一つになります。障害保健福祉の学識経験者4～5名で構成された審査会で審査されます。審査委員は総数10名です。審査会は月に2回開催され、一ヶ月で約20件の審査が行われています。

令和7年度介護認定結果実績

区分	新規申請	更新申請	変更申請	計
非該当	79	16	0	95
要支援 1	302	299	9	610
要支援 2	175	354	22	551
要介護 1	484	1,087	114	1,685
要介護 2	198	781	118	1,097
要介護 3	123	562	147	832
要介護 4	88	587	177	852
要介護 5	54	349	86	489
再調査	4	1	2	7
計	1,507	4,036	675	6,218

令和7年度障害支援区分認定結果実績

区分	身体	知的	精神	重複	難病	計
非該当	0	0	0	0	0	0
区分1	0	1	0	0	0	1
区分2	1	10	7	4	0	22
区分3	7	10	24	3	0	44
区分4	7	24	18	4	1	54
区分5	8	21	5	6	0	40
区分6	10	41	6	21	1	79
再調査	0	0	0	0	0	0
計	33	107	60	38	2	240

※審査事務の執行にあたっては、基本方針である「公平性、客観性」の確保が図れるよう関係市町・審査会委員と連帯し、適正な運営に努めます。
総務課介護福祉係 TEL:0964-46-1420

宇城広域連合からの表彰

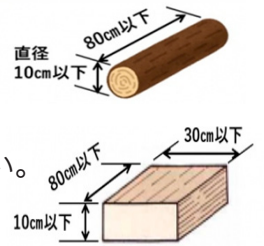
令和8年2月27日(金)に、宇城広域連合表彰条例に基づき、宇城広域連合環境部門の施設運営及びごみ処理施設建設に至るまでの貢献をたたえ、前北萩尾行政区長の田上廣統氏へ表彰状及び記念品の贈呈を行いました。

田上氏は、平成25年4月から令和7年3月までの12年間、同区の区長を務められ、新たなごみ処理施設の建設に関する区民への説明や、当連合への指導・助言、安全教育講習等への積極的な参加など、運営から施設の建設に至るまで、宇城広域連合のためにご尽力いただきました。



搬入の際の注意点

- ・ごみは種類ごとに分けてください。ごみの分別にご協力ください。
- ・木々類は長さ80cm 以内、太さは直径10cm 以内に切ってください。
- ・板状の物については、たて80cm× よこ30cm、厚さ10cm 以内に切ってください。
- ・搬入時は、各市町のごみ出しルールに従った方法で搬入してください。
(例：ペットボトルは、中をすすぎ、キャップをはずす。など)
- ・搬入する際は、指定ごみ袋に入れる必要はありません。
(ただし、10kg毎200円のごみ処理手数料がかかります。)
- ・原則、持ち込まれたごみは、搬入者本人が荷下ろししていただきます。係員が間違えて荷下ろしすることを防止するためです。



※その他の搬入物に関して、ご不明な点は宇城クリーンセンターに直接お問い合わせください。

搬入者の確認 (搬入許可)

【家庭ごみの場合】

- ・搬入の際は、運転免許証等の『身分証明書』により本人 (住所) 確認を行います。

【事業系一般廃棄物の場合】

- ・関係市町が発行する、事業系一般廃棄物の『搬入証明書』が必要です。

【特例(家庭ごみの場合)】

■住所の変更をしていない場合

- 本人名義の公共料金の明細書等により確認します。

■身分証明書等による確認ができない場合(前住所(管外)のみしか証明するものがない)

- 計量窓口で『仮身分証明書』を記入していただき、初回のみ搬入を許可します。

■管外の方が、実家の片づけをする場合で、実家に居住者がいる場合(知人宅含む)

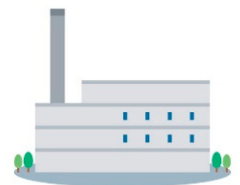
- 「委任状」が必要になります。ホームページよりダウンロードしてください。
- 搬出元(実家居住の方)名義の公共料金の明細書等も併せてご持参ください。

■管外の方が、実家の片づけをする場合で、実家が空き家の場合

- 実家のある市町が発行する証明書を確認します。

■可燃ごみの排出量

令和7年度、宇城管内で排出された可燃ごみの量は、**約24,259 トン**でした。
そのうち家庭から排出された可燃ごみの量は**約16,842 トン**です。



■可燃ごみを減らす取り組み

- ・家庭から排出される可燃ごみは、生ごみと紙ごみが主なものとなっています。
- ・生ごみの約80%は水分であるため、ごみを出す際には水分をしぼって捨てる、食品ロスをなくすなどの減量化や資源ごみの分別を徹底するなど、ごみを減らす取り組みにご協力をお願いいたします。



旧ごみ焼却施設解体工事について

事務局 環境衛生課

宇城クリーンセンター旧ごみ焼却施設は、平成10年4月の供用開始から約26年間、可燃ごみの焼却運転を行っていましたが、経年による設備等の老朽化が著しくなったため令和2年度から新たなごみ焼却施設の建設工事に着手し、令和6年4月から新ごみ焼却施設の供用を開始しています。

また、新ごみ焼却施設の供用開始に伴い、旧ごみ焼却施設は令和6年8月から令和8年3月末までのおよそ1年8か月の間で解体工事を行いました。工事期間中は、宇城クリーンセンターご利用者並びに周辺地域の皆様には、ご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。解体跡地は、災害発生時の廃棄物仮置き場としての利用を計画しています。



《旧ごみ焼却施設》



《解体後》



《施設全景》

リサイクルプラザの紹介

事務局 環境衛生課

ごみの再資源化と減量化を目的として、リサイクルプラザに持ち込まれた品物の修理を行い、新しい使用者に引き渡す取り組みを実施しています。無料で持ち込みが出来るものは衣類、本類、自転車で、汚れや破れがないものに限りです。

開館日及び受入日

月曜日～金曜日の【午前】8時30分～正午 【午後】13時～17時となります。
(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は休館日)

※注意事項※

- ・状態によっては引き取りできない場合があります。
- ・衣類は、持ち込む前に洗濯又はクリーニングしてあるものに限りです。
- ・本類は、雑誌は持ち込めません。
- ・自転車は防犯登録を警察署で解除して、リサイクルプラザに直接持ち込みされるとリサイクル品として再利用でき、処理手数料もかからず処分できます。
- ・家具類はリサイクルプラザには持ち込めません。10kgあたり200円の処理手数料がかかります。宇城クリーンセンターに持ち込みされたものの中で、状態が良いものを再利用することがあります。
- ・持ち込みが可能なものは、リサイクルプラザまでお問い合わせ下さい。



リサイクル抽選会

宇城クリーンセンターリサイクルプラザでは年に2回(8月と1月頃開催予定)、自転車や家具が当たる抽選会を開催しております。開催の際は、宇土市、宇城市、美里町の広報誌及び宇城広域連合ホームページでお知らせいたします。



リサイクルプラザ TEL:0964-32-6005

「トイレに異物を流さないでください」

ティッシュペーパー・モップ・針金・油等✕



浄化槽や、し尿の中の異物混入で、し尿等の処理に支障がでています。機械が故障すると施設が停止し、浄化槽の清掃、し尿の汲み取りができなくなり、トイレの使用ができなくなります。生活に支障がでる恐れがありますので、トイレにはトイレットペーパー等の水に溶けるもの以外は絶対に流さないでください。

※合併浄化槽、農業集落排水施設及び住宅団地等のコミュニティプラントを利用される方は、台所や調理場などから廃食油（天ぷら油）等を流さないでください。油などが混入すると処理に支障がでます。

令和7年度 消防車両更新

消防本部 警防課

救助工作車

令和7年6月23日

宇城広域連合北消防署の救助工作車を更新しました。

近年の多様化・高度化する災害に対応できるよう、最新の救助資機材を搭載しています。

交通事故や建物倒壊などあらゆる現場で迅速かつ的確な救助活動を行うことが可能です。



屈折型高所作業消防自動車 (25mスノーケル車)

令和7年8月18日

宇城広域連合北消防署のはしご自動車を更新しました。

この車両は、高所での消火活動や人命救助において、より安全かつ迅速に対応できる性能を備えています。

バスケットの安定性や操作性が向上し、中高層建物での災害対応力が一層強化されました。

高規格救急自動車

令和8年1月29日

宇城広域連合南消防署の救急自動車を更新しました。

最新の高度救急資機材を積載しており、救急現場における迅速かつ的確な処置が可能です。



皆さまの安心・安全を守るため、消防体制の充実強化に努めてまいります。

宇城広域連合消防本部警防課 TEL:0964-22-6221

『災害に強い安心・安全なまちづくり』推進のための防災拠点づくり

令和8年3月、宇城広域連合南消防署三角分署の新庁舎が完成しました。現在は什器の搬入や各種設備の準備を進めており、令和8年8月末頃の供用開始を予定しています。

これまでの庁舎は、建設から約50年が経過し老朽化が進んでいたことに加え、浸水想定区域に位置しているなど課題がありました。

新庁舎では事務所や車庫に十分なスペースを備え、円滑な業務運営と迅速な出動態勢の確保を図っています。

また、研修室兼多目的室を整備し、各種研修や会議にも対応できる環境としました。

さらに仮眠室の個室化により24時間勤務の職員の労働環境を向上させるとともに、これまで整備されていなかった女性専用設備を新たに設け、女性職員の配置が可能となるなど多様な働き方にも対応しています。



《個室化された仮眠室》



《出動準備室》

新規職員紹介



写真左から

よしだ かおる にしざか りんと ふちもと けんた ほり きりまる むらかみ ゆうた
吉田 馨・西坂 麟人・瀧本 健太・堀 稀史丸・村上 優太

新しい仲間が加わりました！

本年度、新たに5名の職員が採用され、宇城広域連合消防本部に加わりました。

このうち1名は過去に当消防本部を退職後、再度採用試験に合格した職員であり、これまでの経験を活かした即戦力としての活躍が期待されます。

他の4名の職員は、4月から9月まで消防学校において厳しい初任教育を受けて消防職員として必要な知識・技術の習得を行います。

宇城広域連合消防本部総務課 TEL:0964-22-6220

林野火災注意報が新設されました！

消防本部 予防課

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した林野火災は延焼範囲が約3,370haとなり、国内最大級の山火事で、広範囲の森林と住宅、産業に大きな被害を与えた災害です。

このことを踏まえ、林野火災の予防を目的として**火の使用制限**について新制度が創設されました。

Q. どのような新制度なの？

A. 火災予防上「注意」が必要な気象状況で発令されます。火の取り扱いに注意を促します。

発令されたら守るべきこと（火の使用制限）

- 屋外で火遊び・たき火をしない
- 屋外で、燃えやすい物の近くで喫煙をしない
- 残火・吸い殻を完全に始末する
- 山林・原野での火入れをしない ※農業目的などでの火入れも対象です
- 煙火を消費しない

新設	林野火災に関する注意報	火災に関する警報(従来から)
	火の使用制限は 努力義務	火の使用制限は 義務
	罰則 なし	罰則 あり(30万円以下の罰金または拘留)

管内の発令状況・発令基準については、宇城広域連合消防本部のホームページからご確認ください。

◆火災と紛らわしい煙または火炎を発生するおそれのある行為の届出について◆

— おねがい —

農業等を営むための焼却、どんどや、たき火等を行う場合は消防署長に対し、事前の届出が必要です。この届出は消防署が焼却行為を事前に把握し、誤報による通報で不要な出動を防ぎ適切な消防対応を確保するための届出です。



ホームページ



届出様式はこちら

宇城広域連合消防本部予防課 TEL:0964-22-6222

119番通報について

消防本部 通信指令課

令和7年中の宇城広域連合消防本部の119番通報は9,465件です。近年件数は増加しています。火災・救急等が発生した場合には、『**あわてず、落ち着いて、はっきりと**』通報することが大切です。

※119番通報のポイント

- ①火事か救急かを教えてください。
- ②場所を教えてください。住所が分からない時は近くの「建物、交差点名など目標となるもの」を教えてください。
- ③何が起きているか、分かる範囲で教えてください。
- ④通報している方の氏名・電話番号を教えてください。

※お願い

- ・携帯電話で通報するときは「GPS機能をON」に！
- ・救急車の緊急走行は、サイレンおよび赤色灯が法律により義務付けられています。



宇城広域連合消防本部通信指令課 TEL:0964-22-0554 FAX:0964-23-1199



夢のせて 未来へはばたけ 宇城広域連合

宇城広域連合

〒869-0532 宇城市松橋町久具 396番地2

TEL0964-32-4144 FAX0964-32-4152

<https://www.uki-kouikirengo.or.jp/>